



国海安第 93 号の 2
平成 29 年 8 月 28 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長

石原 典雄



船舶検査心得の一部改正について

標記について、「危険物船舶運送及び貯蔵規則、特殊貨物船舶運送規則等に関する船舶検査心得」の一部を別添のとおり改正致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。



船舶検査心得の改正概要

海事局 検査測度課 危険物輸送対策室

IMDGコード第38回改正に伴う「船舶による危険物の運送基準等を定める告示（以下「危告示」という。）」の改正（平成29年1月1日施行）、IMSBCコード第3回改正に伴う「特殊貨物船舶運送規則（以下「特貨則」という。）」並びに関連告示の改正（平成29年1月1日施行）、「船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示」の改正（平成29年6月19日施行）他、IMOからIGCコードに関する「統一解釈」が回章されたこと等から、船舶検査心得について所要の改正を行うものです。

1. IMSBCコード改正関係

(1) 固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の改正に伴うもの

船舶消防設備規則心得 57-1.2(a)(3)に新規対象物質（3物質）を追加、条件変更のあった物質（1物質）を改正。（貨物区域に固定式鎮火性ガス消火装置等の備え付けが免除される対象貨物のリストの改正。なお、対象物質はIMOの回章（[MSC.1/Circ.1395/Rev.2](#)）に掲載されており、心得で示された該当箇所を最新化する改正。）

(2) 特貨則の改正に伴うもの

特貨則心得 27-2 乾燥粉状液状化物質をばら積みして運送する船舶について、貨物の乾燥した状態を維持するために必要な積付設備及び船倉を有していると認定したのに対し、液状化貨物を運送する際に適用される規定の一部を免除する規定が取り込まれたことによる改正。

(3) 液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示の改正に伴うもの

特貨則心得 附属書 5-2（荷送人が自ら液状化物質の水分測定を実施する場合に使用する標準規格を示す表）に新規対象物質（11物質）を追加（1物質を削除）する改正。

2. IMDGコード改正関係

(1) 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の改正に伴うもの

- ◆ 危告示心得 25-6-2.0 (a) 高压容器の規格 (ISO) が追加されたことによる改正
- ◆ 別表第1(j) 引火性液体類の判定基準の改正による改正
- ◆ 同 (m) UN3528 (内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械 (引火性液体類を燃料とするものに限る。))、UN3529 (内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械 (引火性高压ガスを燃料とするものに限る。))、UN3530 (内燃機関又は内燃機関を有する機械) の新設に伴う改正

3. IGCコード関係

(1) IMOからIGCコードに関する統一解釈が回章(MSC.1/Circ.1559)されたことに伴うもの

- ◆ 危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「危規則」という。)心得 151.1(d)、154.1(d)、165-2(a)、198.1(e)、198.1.1(a)の改正

4. 放射性物質等について

(1) 船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示の改正に伴うもの

危規則心得 96.0(a) 原子力規制委員会において、長半減期低発熱放射性廃棄物を設計基礎脅威適用対象物質としなくともよいされたこと等による改正。

5. その他所要の改正

【問い合わせ先】

海事局 検査測度課 危険物輸送対策室

代表 03-5253-8111 (FAX 03-5253-1644)

- ◆ 特貨則及びIMSBCコード改正関係 : 担当 川崎 (内線 44-179)
- ◆ 危告示 (IMDGコード改正関係) : 担当 田中 (内線 44-175)
- ◆ 危規則 (IGCコード統一解釈関係) : 担当 木川 (内線 44-173)
- ◆ 危規則 (放告示改正関係) : 担当 遠藤 (44-176)
- ◆ その他 : 木川 (内線 44-173) 又は田中 (内線 44-175)